

### 第3回共通到達度確認試験試行試験の基本的枠組みについて

平成27年11月17日  
共通到達度確認試験システムの  
構築に向けた調査検討会議

- 第2回試行試験については、来年3月に、法科大学院1年次及び2年次に在籍する学生を対象に、憲法・民法・刑法の3科目で実施する方針で準備が進められているが、第3回試行試験について、平成30年度を目途に本格実施に移行することを念頭に置きつつ、対象科目や作問の仕方など、早期に検討が必要な事項について、基本的枠組みを示すこととする。
- なお、第3回試行試験のより具体的な方向性については、第2回試行試験の結果分析を踏まえて検討を進める必要があり、本資料については、平成28年7月を目途に「第3回試行試験の基本的な方向性」として改定することを予定しているものである。

#### 1. 対象者・試験科目等

- 第3回試行試験の対象者及び試験科目は、以下のとおりとする。
  - 1年次（未修者） 憲法・民法・刑法
  - 2年次（未修者・既修者） 憲法・民法・刑法  
民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法
- 試験は原則として1日で実施する。
- 試験科目を7科目とすることに伴う、各科目の試験時間や出題範囲などの在り方については、推進ワーキング・グループにおいて本年度末を目途に検討を行い、本調査検討会議に報告を求める。

## (考え方)

- 平成25年11月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の下で取りまとめられた共通到達度確認試験（仮称）の基本設計では、2年次の学年末に実施される試験の対象とする科目について、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法とすることを基本とし、試行試験を繰り返す中で、更に具体的に検討を進めることとされている。
- 本格実施の際に、民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の全部又は一部を追加するかどうかは、法科大学院間の学修進度のばらつきを踏まえた難易度・試験範囲の設定、学生の学修上の負担感、憲法・民法・刑法も含めた試験日程や出題数の在り方、司法試験において短答式試験が課されていない中で、共通到達度確認試験を短答式で行うことの意味合い等についても検証した上で判断する必要がある。
- そのため、第3回試行試験では、2年次の学年末に実施される試験の科目を、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の7科目とし、本格実施の是非を判断するための検証材料を収集することとする。
- また、第3回試行試験については、7科目の試験を1日で実施することを基本とする。

### 【別添】7科目の試験を実施する際の試験時間（イメージ）

- 7科目の試験を実施することに伴う試験時間や出題範囲等については、本年度末を目途に推進ワーキング・グループにおいて集中的に検討を行い、本調査検討会議に報告をいただくこととする。
- 今後の試験のあり方の検討に資するよう、試行試験に参加した学生や法科大学院から意見を聴取することとし、その際、特に民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の実施の在り方の検討に資するデータを収集することとする。

## 2. 実務家の関与

- 実務家（法科大学院教員、法科大学院教員経験者等）の関与については、第2回試行試験の作問・実施等を行った上で、その状況の分析等を踏まえ、今後、引き続き積極的に検討を進めることとする。

### （考え方）

- ・ 法科大学院は、法曹養成の中核的機関として、司法試験や司法修習との有機的連携の下に、実務家教員も参加して、法律学の理論と実務を架橋した教育を実施し、将来の法曹として必要な学識等を身につけさせることが求められている。
- ・ 理論と実務を架橋する教育を行いうるよう、法科大学院の専任教員については、そのおおむね2割以上は専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有するものとするよう文部科学省告示において定められている。（法科大学院の定期試験等においても、科目や大学によっては、研究者教員と実務家教員が共同して作問することにより、理論と実務を架橋する問題が作成されている例がある。）
- ・ また、本年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定においては、共通到達度確認試験について、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行うこととされている。
- ・ これらを踏まえると、実務家（法曹三者のうち、法科大学院における教育の内容や現状に対して理解のある法科大学院教員、法科大学院教員経験者等が考えられる。）の関与を積極的に検討すべきである。具体的には、第2回試行試験の問題作成・実施等の状況を検証した上、本調査検討会議において、共通到達度確認試験の目的及び法科大学院における教育の実情に照らして、各科目の問題作成の過程で実務家に求められる役割や、研究者教員との役割分担等を検討し、今後策定する「第3回共通到達度確認試験試行試験の基本的な方向性」に、実務家の関与の在り方を盛り込むよう積極的に検討を進めることとする。

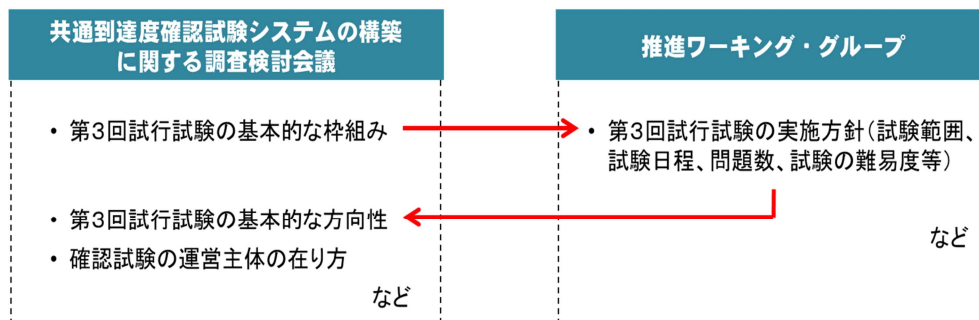
### 3. 実施体制

- 第3回試行試験においては、試験科目を7科目とした際の実施体制の在り方を検証するため、引き続き文部科学省も実施体制の構築に関与することとする。
- 試験科目の拡大に対応するため、中核となる大学として、東京大学、京都大学、一橋大学に加えて、国立大学を1大学追加する方向で検討する。
- 科目主任を含む問題作成者については、大学間のバランスに配慮して、推進ワーキング・グループにおいて選定を行う。

#### (考え方)

- ・ 民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の試行は初めてとなることから、第3回試行試験においても、第2回と同様に、文部科学省が実施方針・実施細目等の作成に一定の役割を果たすこととする。
- ・ 7科目の問題作成等に的確に対応していくため、中核となる大学に国立大学を1大学追加する。また、地域間の均衡やこれまでの実績を考慮し、推進ワーキング・グループ委員に追加される大学から適任者を任命することで、実施にかかる体制を強化することとする。
- ・ 共通到達度確認試験の導入を推進していくためには、各法科大学院が積極的に協力して試験システムの構築に関与していく必要がある。そのため、科目主任を含む作問委員及び点検委員については、大学間のバランスに配慮した人選を行うことが必要である。

#### (当面の実施体制 (イメージ))



【別 添】

7科目の試験を実施する際の試験時間（イメージ）

（試験時間）

民法 : 75分

その他 : 50分

（進行イメージ）

8:45～ 9:35 憲法

9:55～11:10 民法

11:30～12:20 刑法

13:40～14:30 民事訴訟法

14:50～15:40 刑事訴訟法

16:00～16:50 商法

17:10～18:00 行政法